団体交渉速報

組合は1月21日に、東北大学との団体交渉を行った。

本団体交渉は、2020年11月17日の部局長連絡会議で報告された大学方針「再雇用職員における所定労働時間の取扱いについて」(以下、大学方針)に対して、「再雇用職員の所定労働時間の短縮方針に対する申入書」(12月10日)の提出によって組合側から申し入れたものである。

大学方針は、再雇用職員の所定労働時間を、2021年度から上限週30時間(短時間勤務からの更新は20時間)とし、2022年度から一律週20時間にするものであり、人事企画部長自身が当事者への通知において「上記取扱いに伴う給与の減少等、影響を及ぼすものであり、大変心苦しいところ」と言っているものである。この影響は、現在の再雇用職員、本年度の定年退職者、それ以外の在職者に広く及ぶ。

組合は、大学方針の撤回を求めた。具体的には、現在慣行的に行われている、基本はフルタイム勤務とし、本人の希望によって各種の短時間勤務を可能とする仕組み及び運用を維持することを要求した。当局は、この組合要求を拒否した。

組合は、この大学方針は、給与の減少を伴う制度・運用上の不利益変更であること、既に勤務している再雇用職員については個人レベルで明らかな不利益変更となること、十分な説明と本人の理解、および職員組合との交渉を要する案件であること、このまま実施することには手続的に不備があること等を指摘した。しかし当局は、就業規則の変更はしておらず、所定労働時間は個々の契約において定めているので不利益変更ではない、と強弁した。

雇用する職員の給与の減少を伴う重大な措置を、11月下旬になって一方的に決め、それを不利益変更ではないものと勝手に位置づけ、12月も押し詰まってから、人事企画部長から各部局長への通知、現在の再雇用職員と2020年度定年退職者のみへの既定事項としての通知で片付けるという扱いは、職員の生活に責任をもつ姿勢に欠け、労使の信頼関係を著しく損なうものであり、組合は断固抗議するものである。

2021年2月3日東北大学職員組合執行委員会